

第10回 第2農地部会議事録

日 時 令和6年10月16日(水) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏
15 宮本 政春・16 中谷 秀也・17 西森 偉統
18 結城 晉三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上10名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第10回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席はなしで出席委員数は10名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 6番 田口 慶則委員、7番 野田 清太委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。
 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
 13ページ 議案第1号 番号6
 この案件につきまして、取下げ願ひが提出されましたので、削除をお願いいたします。
 また、この削除に伴い、13ページの下合計欄について、合計16筆を15筆に、計11,673㎡を11,177㎡に、そしてその他586㎡を0㎡に訂正をお願いいたします。
- それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から20で、件数は20件、合計面積は17,985㎡で、その内訳は田が17,248㎡、畑が737㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 4ページから8ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から12で、件数は12件、合計面積は45,999㎡で、その内訳は田が39,879㎡、畑が6,120㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 9ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
- 番号1 共同住宅用地
 番号2 土砂置場
 番号3 進入用道路
- 以上、件数は3件、合計面積は795㎡で、その内訳は田が164㎡、畑が255㎡、その他が376㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 進入用道路

番号2 障がい者グループホーム用地

番号3 宅地分譲用地

番号4 一般個人住宅用地

以上、件数は4件、合計面積は1,340.95㎡で、その内訳は田が360㎡、畑が588㎡、その他が392.95㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1 共同住宅用地

番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は509㎡で、その内訳は田が254㎡、畑が255㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 木造町イカキ_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,613㎡ 外5筆、合計面積 4,538㎡、受人 _____、面積 6,159.56㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による離農のためです。

番号2、地区 大井、申請地 一志町井関北山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 674㎡、受人 _____、面積 3,443㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町高野清水田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,133㎡ 外3筆、合計面積 3,947㎡、受人 _____、面積 45,294㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、経営規模縮小のためです。

13ページをお願いいたします。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野藤垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 399㎡ 外1筆、合計面積 899㎡、受人 _____、面積 45,294㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町高野宗垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 144㎡、受人 _____、面積 5,475.79㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生上切_____、登記地目・現況地目とも田、面積 975㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

以上、件数は6件、合計面積は11,177㎡で、その内訳は田が9,974㎡、畑が1,203㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。番号1番、お願いします。

田口委員 6番田口です。7日の日に見て参りました。諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員3名と見て参りました。何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。7日に池山委員、推進委員2名と事務局と立ち会いで確認してきました。よろしくお願いいたします。

議長 3番、4番、5番、お願いします。

池山委員 14番池山です。7日に宮本委員、事務局、地元の推進委員と見て参りました。の付近ですが、昔から田んぼが広がっているところです。3番、4番、5番も同じような場所ですが、営農縮小と拡大で、よろしくお願いいたします。

議長 7番、お願いします。

結城委員 18番結城です。7日に地元推進委員、事務局で現地を確認致しました。渡人は遠方で管理ができないので売りたい。受人は購入し農業をするということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
番号1、地区 高岡、申請地 一志町高野北浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 856㎡、申請者 _____。
これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。
許可書の交付につきましては、津市開発指導要綱との同時許可となります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は856㎡で、すべて田でございます。
これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

池山委員 14番池山です。先ほどの件と同じで、10月7日に宮本委員と地元推進委員、事務局で見てきました。何も問題なからうということで全員確認しております。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(所有権移転)を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒ヶ谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 445㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた636㎡の内、パネル設置面積は、293㎡、パネル設置率は、46%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 中村町山ノ越_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,709㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、407㎡、パネル設置率は、23.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 951㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、387㎡、パネル設置率は、39%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 710㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、395㎡、パネル設置率は、55.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、申請地 一志町片野南浦_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 396㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、申請地 一志町高野藤垣内_____、登記地目 畑、現況地目 畑・雑種地、面積 109㎡ 外1筆、合計面積 145㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

父が車庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町高野洲合_____、登記地目・現況地目と

も田、面積 397㎡ 外1筆、合計面積 795㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、349.9㎡、パネル設置率は、44%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号8、地区 家城、申請地 白山町北家城北野____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,482㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、1577㎡、パネル設置率は、63.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 家城、申請地 白山町南家城浦ノ田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 46㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 八知、申請地 美杉町八知上廣口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,295㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、454㎡、パネル設置率は、35%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は8,974㎡で、その内訳は田が6,647㎡、畑が2,327㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番田口です。7日に見て参りました。諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員4名と事務局で見て参りました。事務局の説明通り何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 2番、お願いします。

野田委員 7番野田です。10月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名と久居事務局で見て参りました。事務局の説明通りでございます。周辺住民には事業計画を説明済みとなっておりますので、何ら問題はないと思います。

議長 3番、4番、お願いします。

宮本委員 1 5 番宮本です。7日に池山委員、地元推進委員と、事務局と立ち会いの上で確認して参りました。内容は事務局の説明通りです。よろしくお願ひします。

議 長 5 番から 7 番、お願ひします。

池山委員 1 4 番池山です。5 番は片野地区ですが_____の南側に広がる片野という場所の_____にあたるところで、元々畑の所に住宅が広がっている状況でございまして、事務局の説明通り何ら問題はなかろうということでございます。

6 番の高野地区でございしますが、駐車場用地として整備したいということで、問題はなかろうということです。

7 番も_____の直ぐ東側ですが、この辺はまだ太陽光がなかったのですが、やむを得ないということです。

議 長 8 番、9 番、お願ひします。

西森委員 1 7 番西森です。1 0 月 7 日に中谷、西森両委員と、地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。場所は_____の入り口の道を挟んで下、現状としてはかなり荒れております。周りに迷惑がかかる状況ではございませんでしたので何ら問題ないと思われまふ。

9 番ですが、これも 1 0 月 7 日に中谷、西森両委員と、地元推進委員、行政書士、白山の事務局で見て参りました。場所は_____の真ん前で、荒れた場所です。問題ないという判断をさせて頂きました。

議 長 1 0 番、お願ひします。

結城委員 1 8 番結城です。7日に地元推進委員と現地を確認致しました。受人は太陽光発電施設としたい。渡人は上も下も太陽光施設で、真ん中に挟まれています。何にもできないということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 3 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については許可することに決定したいと思ひます。

続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願ひします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 川合、申請地 一志町其村瀬古和田_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 131㎡ 外3筆、合計面積 2,503㎡、借人 _____、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を3年間、貸資材置場用地（一時転用）とするものです。
農地区分は、第1種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は2,503㎡で、すべて田でございます。
これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

池山委員 14番池山です。_____のための賃貸借の物件です。_____のための資材置場に使いたいということで、賃貸借の申し入れがあったということで、_____に挟まれた場所で、そこにおいてあった土砂はすでに片づけられてきれいになっています。短期間で問題なからうと判断しました。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 榊原、願出者 _____、対象地 榊原町丸ヶ_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 307㎡。
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和50年撮影）により、対象地に昭和50年頃に建物を建築し、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は1件、合計面積は307㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

野田委員 7番野田です。10月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名と久居事務局で見て参りました。事務局の説明通り、やむを得ないものと思われ
ます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思
います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したい
と思います。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改
正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画
の決定について<別冊>を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第
56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ございま
す。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借で18,483㎡、畑の賃貸借、使用貸借
で6,996㎡、契約件数は10件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で15,406㎡、契約件数は6件ござ
います。

白山地区、美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借で33,889㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸
借を合わせて6,996㎡、合計契約件数は16件、合計面積は40,885㎡と
なっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区6件、白山地区0件、美杉地区0件で、合計10件、合計面積は31,842㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で62.5%、面積で77.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は該当がありませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)、でございます。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは1ページから9ページをお願いします。

件数は6件、合計面積は127,258㎡で、その内訳は田が126,624㎡、畑が634㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃貸借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認

し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

番号4についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

〈 退 室 〉

議長

この件についていかがでしょうか。

部会委員

〈一同 意見なし〉

議長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員

〈一同 異議なし〉

議長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室してください。

〈 入 室 〉

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

〈一同 意見なし〉

議長

それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

〈一同 異議なし〉

議長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、第10回第2農地部会を閉会します。

午後2時53分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年10月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____